

第7節 各教科の目標及び各科目の目標と内容等

【総解 P260】

特別支援学校（視覚障害等）の高等部の各教科の目標及び各科目の目標及び内容並びに各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示されているものに準ずるものとする。

また、指導計画の作成と内容の取扱いについては、本章第8節から第11節までに示す指導上の基本的な配慮事項を踏まえるとともに、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を十分考慮するものとする。

第8節 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

【総解 P261】

1 点字又は普通の文字に関する配慮

点字又は普通の文字についての指導を継続して受けてきた生徒は、中学部までの指導で身に付けた基礎の上に立ち、文字や図等を速く的確に読み取る力などを一層向上させるとともに、豊かに表現できる力を高めるように指導する必要がある。特に点字では、漢字の理解は日本語を正しく理解するために重要である。さらに、普通の文字の装飾や文書のレイアウト等の表現の工夫を理解しておくことも、コンピュータ等情報機器を活用して普通文字を表現する上で重要である。

途中で視覚障害が進行するなどした生徒については、現在の視力や視野等の状態、眼疾患の状態、読速度などの学習の効率性、本人の希望や意欲等を考慮して、常用する文字を点字にするか、普通の文字にするかを決定しなければならない。その上で、コンピュータ等情報機器を活用したデジタルデータの読み上げが情報の理解に有効な場面があるので、生徒の状態に応じて活用できるようにする必要がある。

2 視覚的なイメージを伴う事柄の指導

生徒は、視覚による情報収集の困難があることから、視覚的なイメージを伴い、他の感覚で実態を捉えることが難しい事象などでは、理解が曖昧だったり、一面的だったりすることがある。そのような場合に、これまでの経験や知識と関連付けて具体的に説明を加えることで、事象の理解を深めることが大切である。

また、できる動作を基に動きを理解させたり、既習の動作に置き換えて確かなイメージをもたせたりするなど、運動・動作をイメージ化して技能の習得につなげることも大切である。その際、運動の流れを連続的、総合的に理解させる工夫と、十分に経験できる機会が必要である。

視覚的なイメージを伴う事象や技能については、既習の内容や経験と関連付けながら理解を促すとともに、自分から調べたり、様々な学習場面で用いてみたりするなど積極的な態度を養うことが大切である。

3 指導内容の精選等

生徒の視覚障害の状態等に応じて、各教科・科目の目標を達成できるよう、一人一人の生徒に応じて指導内容を適切に精選することが必要である。その一つとして、模型を用いた観察やモデル実験等により、基礎的・基本的な事柄から具体的に指導し、帰納的に規則性、関係性、特徴などを見いだせるようにすることがある。また、法則などの視点を基に、演繹的に予想を立て、それを実験等で確かめるようにすることも大切である。さらに、考えを深

めるために観察や実験など直接体験の機会を設ける場合、指導の順序や観察・実験等の内容や方法を工夫することや、必要に応じて教師が事象について説明を補うなどの配慮をすることで、効率的・効果的に学習できるようにすることが大切である。

一方、指導の工夫や配慮により履修が可能であるにもかかわらず、見えないことなどを理由に各教科・科目の内容を安易に取り扱わなかったり、省略したりすることは指導内容の精選には当たらないことに留意が必要である。

4 主体的に学習を進めるための教材等の活用

中学部に比べて教科・科目の内容が大幅に増え、難しくなり、授業展開も速くなる。生徒は、視覚障害による情報の制約を補うことにとどまらず、多様な情報を素早く読み取り、主体的に学習できる能力と態度を養うことが必要である。そのためには、触覚教材や拡大教材、音声教材等の教材・教具を効果的に組み合わせて活用するだけでなく、様々な視覚補助具や情報機器等を活用して、効率的に情報を収集できる力を育成することが重要である。

生徒の視覚障害の状態や視覚補助具等の活用能力は多様であるため、点字や点図、必要な箇所を拡大した教材、白黒反転の教材、最適な文字サイズなどの選択を生徒自身で判断できるようにするとともに、視覚補助具や、デジタルデータの活用を適切に組み合わせられるように指導することが大切である。なお、授業で使う教材等や様々な方法で得た情報は活用しやすいように分かりやすく整理しておくことも重要である。

5 見通しをもった学習活動の展開

生徒は、障害により視覚からの情報が不足することで、状況の把握と判断に困難を来すことがある。そこで、障害の状態に応じて人や物がどのような位置にありどう動いているのか、また、その中での自分の位置や動き、時間の経過による変化など、空間的な位置関係や役割分担、さらには、時間的経過による変化などが理解できるよう地図や各種資料を効果的に活用しながら、指導方法等を工夫することが大切である。同様に、取り組んでいる活動が活動全体のどのあたりに位置付いているかを生徒が理解できるようにすることも重要である。

6 高等学校等を卒業後、社会経験を経て高等部に入学した生徒への対応

特別支援学校（視覚障害）では、高等学校等を卒業して一定期間を経て、視覚障害の進行をきっかけに理療科等の専門教育を主とする学科に入学する生徒がいる。このような生徒は、社会経験や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがある。また、高等学校等を卒業した後に、社会生活の期間が長くなっていることなどから、各教科・科目の基本的な内容について振り返りを要することもある。そのため、入学した者の年齢、入学するまでの経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、各教科・科目の目標を達成できるように十分配慮することが必要である。

また、視力の著しい低下により、読字や書字の困難がある生徒も多いため、個に応じて視覚障害を補う効果的な学習方法を身に付けられるようにする必要がある。特に、障害の心理的な受容、点字の書字や触読など個々の生徒の実態により対応が異なることに留意し、各教科・科目の指導での困難を改善・克服できるようにすることが必要である。

1 抽象的、論理的な思考力の伸長

学習内容の確実な理解や定着を図るためには、言語活動の活発化とともに、これらの活動を通して、抽象的な言語表現の理解を図ったり、筋道立てて考えることができるようにしたりするなど、抽象的かつ論理的な思考力の伸長を目指すことが必要である。生徒の言語活動の活発化を図るためには、個々の生徒の興味・関心に即するとともに、それぞれの有する言語力を駆使して、言語による積極的な活動を促すことが大切である。

また、抽象的、論理的な思考力の伸長を図るためには、例えば、経験した事柄や既習事項などを分類したり一般化したりする活動、既習事項に基づき批判的に読む活動、各教科の学習過程における思考・判断に関する活動などを取り上げるなどして、指導の工夫を行うことが必要である。その際、生徒が自己の学びに対して目的意識をもったり、他との関わり合いを通して学びを深めたりするといった生徒の主体的な学習活動を行うことが重要である。

2 読書習慣や書いて表現する力の育成と情報の活用

読書習慣の育成については、生徒自らが分からないことを分かりたいと思うことが読書に興味・関心を持ったり、成就感を得たりすることなどの内面的な必要感を養うことにつながるようにする必要がある。読書指導が生徒の生活経験を拡充したり、教科指導の基礎を豊かにしたりすることを生徒自身が実感するように配慮するとともに、様々な分野に関する図書などを意図的に紹介して、生徒の興味・関心を高めるようにすることが大切である。

また、情報機器や情報通信ネットワーク等の進歩により、文字情報を活用する方法が多様化し、活用する機会も増えている。生徒が自立と社会参加を果たしていくためには、自分の感じたことや考えを適切に表現したり、書かれたものから情報を得たり考えを深めたりする力を育成することが重要である。

さらに、文字を書いて表現することに限らず、電子メールの文章を入力したり、コンピュータを用いて文章を作成したりするなど、文字情報の伝達のための様々な活動を取り上げることが大切である。身近にある新聞や雑誌、広告、情報通信ネットワーク等における文字や図表などを活用して、生徒が主体的に情報を収集・獲得できるようにするとともに、多種多様な情報の中から、自分にとって必要なものは何かを見極めたり、事実かどうかを確かめたりする態度の形成に努めることも重要である。

3 正確かつ効率的な意思の相互伝達

高等部における授業では、生徒と教師、生徒間の意思の相互伝達がより正確かつ効率的に行われることが求められる。また、対話的な学習活動を通して学習内容の理解を図ったり、深い学びにつなげたりするためには、発表や意見交換、話し合いによる考えの共有や交流、案の練り上げや議論などの学習活動が考えられる。

このため、生徒の聴覚障害の状態等に応じて、多様な方法（音声、文字、手話、指文字、聴覚活用、読話、発音・発語、キュード・スピーチなど）を適切に選択・活用することが大切である。その際、授業や学校生活における生徒のコミュニケーションの状況を的確に理解し、適切なコミュニケーションの手段の選択、活用を行うことが必要である。

4 保有する聴覚の活用

生徒が自分の聴覚活用の効果や意義を自覚して、学習や生活に生かすようにすることが主眼となる。そのため、個々の生徒の聴覚障害の状態や指導の経過、現在の聴覚活用の可能性

や限界を把握し、指導に当たることが大切である。また、個別に補聴器や人工内耳等の保守・管理についての指導・助言を行ったり、聴覚学習関連機器の整備や活用に努めたりすることが必要である。

5 指導内容の精選等

生徒一人一人の聴覚障害や言語習得の状況等を的確に把握し、その実態に即して指導内容を適切に精選し、学習活動を設定しておくことが重要である。また、基礎的・基本的な事項に重点をおいて指導内容の精選を図ることが重要であるが、生徒の実態によっては、基礎的・基本的な事項に留まることなく、各教科で育成を目指す資質・能力が育まれるよう指導内容を設定するといった指導の工夫を行うことも大切である。

6 教材・教具やコンピュータ等の活用

生徒の実態等に応じて、視覚的に情報を獲得しやすいように工夫された教材・教具や生徒の興味・関心に応じて取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器等を適切に活用して、生徒の学習活動を効率よく進めたり、学習内容の理解を容易にしたりすることは、各教科・科目の指導上極めて重要である。

これらの教材・教具を利用する際には、教科の趣旨や目標などを踏まえて利用する目的や指導の意図を明確にした上で、活用方法に工夫を加えることが大切である。

第 10 節 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

【総解 P274】

1 思考力、判断力、表現力等の育成

生徒は、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることが少なくない。そのため、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や単位を使ったりすることがある。また、脳性疾患等の生徒には、視覚的な情報や複数の情報の処理を苦手とするなどの認知の特性により、知識の習得や言語、数量などの基礎的な概念の形成に偏りが生じている場合がある。

各教科・科目の指導に当たっては、生徒一人一人の障害の状態や発達の段階、高等部入学前までの学習の履歴等に応じて体験的な活動を効果的に取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化するなどして、言葉の意味の正しい理解や言語概念等の形成を一層図る必要がある。そのような学習を基盤として知識や技能の着実な習得を図りながら思考力、判断力、表現力等を育成し、学びを深めていくことが重要である。

2 指導内容の設定等

生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、療育施設等において治療や機能訓練等を受ける場合があることなどから、授業時間が制約される場合もあるため、指導内容を適切に設定することが求められる。その際、生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科・科目の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど、計画的に指導することが大切である。指導内容の設定や時間の配当に当たっては、各教科・科目の目標と指導内容との関連を十分に研究し、各教科・科目の内容の系統性や基礎的・基本的な事項を確認した上で、指導内容の取扱いに軽重を付け、重点の置き方、指導の順序、まとめ方、時間配分を工夫して、指導の効果を高めるための指導計画を作成することが重要である。

3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは、疲労しにくだけでなく、身体の操作等も行いやすくなり、学習を効果的に進めることにもつながる。また、側わんや拘縮を予防する観点からも重要である。併せて、生徒の卒業後の生活を見据え、自ら活動しやすい姿勢を考えたり、いすや机の位置及び高さなどを調整したりできるように指導することが大切である。

一方、生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。例えば提示された文字や図の正確な把握、それらの書き写し、資料の読み取りなどに困難がある場合、個々の認知の特性に応じて、文字や図の特徴について言葉で説明を加えたり、読み取りやすい書体を用いたり、注視すべき所を指示したりすることが考えられる。また、地図や統計グラフのように多数の情報が盛り込まれている資料を用いる場合は、着目させたい情報を取り出して指導した後、他の情報と関連付けたり比較したりするなど、指導の手順を工夫することなども考えられる。

4 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用

生徒の身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な生徒や、話し言葉が不自由な生徒などに対しては、補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

また、補助具や補助的手段の活用が、合理的配慮として認められる場合は、そのことを個別の教育支援計画等に明記するなどして、適切な学習環境を保障することが求められる。

ポイント解説

< 補助用具 >

歩行：つえ、車いす、歩行器 等

筆記：筆記用自助具、筆記等を代替するコンピュータ等の情報機器及び身体の動きの状態に対応した入出力機器、滑り止めシート 等

< 補助的手段 >

身振り、コミュニケーションボード 等

5 自立活動の時間における指導との関連

生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科・科目の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するように指導することが必要であり、特に自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければならない。

学習効果を高めるためには、生徒一人一人の学習上の困難について、指導に当たる教員間で十分に共通理解した上で、一貫した指導を組織的に行う必要がある。また、学習上の困難に対し、生徒自身が自分に合った改善・克服の仕方を身に付け、対処できるよう指導していくことも大切である。

なお、生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科・科目の目標を逸脱してしまうことのないように留意することが必要である。

1 指導内容の精選等

生徒は、入院や治療、体調不良等のため学習時間の制約や学習できない期間(学習の空白)等があったり、活動の制限等により学習の基礎となる体験や社会生活上の経験が不足していたりする場合がある。さらに、病気の状態等も個々に異なっているので、各教科・科目の指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の学習の状況を把握するとともに病気の状態や学習時間の制約、発達の段階や特性等も考慮する必要がある。

学習時間の制約等がある場合には、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選するなど、効果的に指導する必要がある。また、各教科・科目の目標や内容との関連性を検討し不必要な重複を避ける、各教科・科目を合わせて指導する、各教科・科目横断的な指導を行うなど、他の教科・科目と関連させて指導したりすることも大切である。

また、入院等のため転学等をした場合は、前籍校との連携を密にするとともに、各教科・科目の学年間での指導内容の繋がりや指導の連続性にも配慮して指導計画を作成する必要がある。

2 自立活動の時間における指導との関連

各教科・科目のうち、特に保健、生物基礎、家庭基礎、家庭総合など、直接心身の活動に関わる内容については、自立活動における「病気の状態の理解と生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」、「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補いながら学習効果を一層高められるようにすることが大切である。

ポイント解説

< 関連する内容 >

保 健：健康の考え方、現代の感染症とその予防、精神疾患の予防と回復

生物基礎：ヒトの体の調節

家庭基礎：食生活と健康

家庭総合：食生活の科学と文化 等

3 体験的な活動における指導方法の工夫

各教科・科目や特別活動等で体験的な活動を伴う内容については、病気の状態や学習環境等により実施が困難なことがある。そのため、生徒が活動できるように指導内容を検討するとともに、指導方法を工夫し、効果的に学習が展開できるようにする必要がある。例えば、食物アレルギーのある生徒が調理実習を行う場合、アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替え、それに応じた調理方法に変更したり、病室に持ち込むことができない植物等の観察を行う場合、医療関係者に了解を得た上で、テレビ会議システム等を活用して病室からリアルタイムで病室外にある植物や地層等を観察したりするなど、実際に体験し、興味・関心をもって学習できるよう工夫する。また、知らない場所に行くことに強い不安を感じる児童生徒が社会見学をする場合には、VR (Virtual Reality) 等の機器を活用して見学先を事前に仮想体験するなどし、不安を軽減して積極的に参加できるようにすることも大切である。

しかし、病気の状態等によっては、どうしても直接的な体験ができない場合もある。その際、例えば、理科で火気を使用する実験では、Webサイトで実験の様子を見たり、タブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作したりすることや、社会科で地域調査をする際にテレビ会議システム等を活用して地域の人から話を聞いたり、体育科で体感型アプリ等

を利用してスポーツを行ったりするなど、間接体験や疑似体験を取り入れて指導方法を工夫することが大切である。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

身体活動が制限されている生徒や、高次脳機能障害を含む認知上の特性がある生徒の指導に当たっては、実態に応じて教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫し、学習が効果的に行えるようにすることが重要である。例えば、運動・動作の障害がある生徒がスイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置等の入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したり、本を読むことが困難な生徒がタブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能を使ったりすることが考えられる。

また、病気のため教室に登校できない場合には、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにするなどして、学習の機会を確保するために情報機器を活用することも大切である。その際、タブレット端末等の情報機器やネットワークを活用して、教室の具体物を遠隔操作できる場面を設けるなど、療養中でも、可能な限り、主体的、対話的な活動ができるように工夫することが重要である。

5 負担過重とならない学習活動

個々の生徒の病気の特徴を理解し、日々の病状の変化等を十分に考慮した上で、健康状態を悪化させることがないよう、負担過重とならない学習活動にすることが重要である。ただし、可能な活動はできるだけ実施できるよう学校生活管理指導表などを活用し、適切に配慮することが必要である。

ポイント解説

＜ 指導に当たって考慮すべき点 ＞

- 心身症・精神疾患 : 心身の状態の日内変動が激しいため、常に病気の状態等を把握し、過度なストレスを与えないなど、適切な対応を行う。
- 筋ジストロフィー : 身体の状態に応じた運動負荷を考慮して学習活動を設定する。
- アレルギー疾患 : アレルゲン（抗原）となる物質を把握し、日々の対応や緊急時の対応を定め、校内で情報を共有する。
- 心臓疾患 : 活動量と活動時間及び休憩時間を適切に定める。また、運動や学校行事を計画する際は、学校生活管理指導表を活用する。
- 高次脳機能障害 : 事故や発病以前にできていたこと、理解できていたことが難しくなっていることでの精神的負担を考慮し、一緒に学習活動や手順等を確認する。

6 病気の状態の変化に応じた指導上の配慮

進行性疾患は病状が日々変化し、急性疾患は入院初期・中期・後期で治療方法等が変わることがある。慢性疾患は健康状態の維持・改善のため常に生活管理が必要である。このように、病気の状態の変化や治療方法、生活規制（生活管理）等は、個々の病気により異なる。そのため、病気の状態等に応じて弾力的に対応できるよう、医療との連携により日々更新される情報を入手するとともに、適宜、健康観察を行い、病状や体調の変化を見逃さないようにする必要がある。

例えば、座り続けることが難しくても、授業を受けるために無理をして座り続ける生徒がいる場合、適宜声をかけて、自ら休憩を取らせたり、姿勢を交換させたりすることが必要である。そのことにより、体調の変化に気付かせ、自ら休憩を求める等の自己管理ができるようにすることが重要である。

第2章 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

第1節 知的障害について

1 知的障害とは

【知教解(上) P24】

知的障害とは、知的機能の発達の明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものをいう。

- ・「知的機能の発達の明らかな遅れ」がある状態とは
認知や言語などに関わる精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の生徒と比較して平均水準より優位な遅れが明らかな状態。
- ・「適応行動の困難性」とは
他人との意思の疎通、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っておらず、実際の生活に支障をきたしている状態。困難性の背景には、周囲の要求水準の問題など心理的、社会的、環境的要因等が関係している。

〈適応行動の主な困難性〉	
概念的スキル	言語発達：言語理解、言語表出能力 等 学習技能：読字、書字、計算、推論 等
社会的スキル	対人スキル：友達関係 等 社会的行動：社会的ルールを理解、集団行動 等
実用的スキル	日常生活習慣行動：食事、排泄、衣服の着脱、清潔行動 等 ライフスキル：買い物、乗り物や公共機関の利用 等 運動機能：協調運動、運動動作技能、持久力 等

- ・「伴う状態」とは
知的機能の発達の明らかな遅れと適応行動の困難さの両方が同時に存在している状態。
- ・「発達期に起こる」とは
この障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こる。発達期については、成長期（おおむね18歳）までとすることが一般的である。

ポイント解説

< 知的障害の状態の把握 >

知的障害の状態を把握する際には、生徒の適応状況が、周囲の人的・物的環境等との関係の基に表れていることに留意しつつ、日常生活における行動観察を行うとともに、客観的な情報も参考とする。また、特別支援学校（知的障害）に入学可能な知的障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3に規定されている。 →参考資料 P146 参照

【参考】知的障害の程度（昭和53年10月6日 文初特第309号通達より：現在は廃止）

障害の程度	
重度	ほとんど言語を解さず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする（IQ25 ないし 20 以下）
中度	環境の変化に適応する能力が乏しく、他人の助けによりようやく身の事柄を処理することができる（IQ20 ないし 25 から 50）
軽度	日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である（IQ50 から 75）

2 知的障害のある生徒の学習上の特性等

【知教解(上) P29】

知的障害のある生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活場面に生かすことが難しいが、一度身に付けた知識や技能は、着実に実行されることが多いことが挙げられる。そのため、実際の生活場面に即し、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等が身に付けられるよう、継続的、段階的な指導が重要となる。

また、成功体験が少ないことにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。そのため、学習の過程では、生徒の頑張っているところやできたところを細かく認めたり、賞賛したりすることで、自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要である。

さらに、抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導のほか、教材・教具、補助用具やジグ※、タブレット端末等を含めた学習環境の効果的な設定、生徒への関わり方の一貫性や継続性の確保に加え、生徒に対する周囲の理解などの環境的条件も整え、学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。そうすることで、例えば卒業後、就労等の進路先では、物事にひたむきに取り組む態度や誠実さといった学びに向かう力や人間性が十分発揮されやすい。

生徒の多様な学びの可能性を引き出すためには、学校だけでなく、家族や支援者、家庭子など、生徒を取り巻く環境や周囲の理解なども視野に入れた確実な実態把握が必要である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、本来もっている能力を十分に把握できない場合があるため、より詳細な実態把握が必要である。また、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由や病弱など、他の障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

※ジグ（治具）…障害のある生徒が、作業等をよりスムーズに行うために使うもの。

3 知的障害のある生徒への教育的対応の基本

【知教解(上) P30】

知的障害のある生徒の学習上の特性を踏まえ、学習環境面を含めた一人一人の確実な実態把握に基づき、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

- ① 生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、指導内容の一層の具現化を図る。
- ② 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- ③ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性が育つよう指導する。その際、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- ④ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- ⑤ 自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- ⑥ 生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- ⑦ 生活に結びついた具体的な活動を学習の中心に捉え、実際的な状況下で指導するとともに、できる限り生徒の成功体験を豊富にする。

- ⑧ 生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成されやすいよう、段階的な指導を行うなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑨ 生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- ⑩ 生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、生活年齢に即した指導を徹底する。

第2節 各教科等の履修等

1 卒業までに履修させる各教科等

【総解 P117】

各学校においては、卒業までに履修させる以下の第2項から第4項に示す各教科及びその授業時数、道徳科及び総合的な探究の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。

2 各学科に共通する各教科等

【総解 P118】

各学科に共通する各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭）、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動については、重複障害者等に関する教育課程の取扱いによる場合を除き、全ての生徒に履修させるものである。

なお、外国語及び情報の各教科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

3 主として専門学科において開設される各教科

【総解 P119】

専門学科においては、各学科に共通する各教科等に加えて、「主として専門学科において開設される各教科」（家政、農業、工業、流通・サービス、福祉）又は次項に示す学校設定教科のうち 専門教育に関するもの（これらを「専門教科」という）のうち、いずれか1以上履修させるものとする。

また、専門教科の履修によって、各学科に共通する各教科の履修と同様の成果が期待できる場合には、専門教科の履修をもって、各学科に共通する各教科の履修に替えることができる。ただし、その場合においても、機械的に代替が認められるものではなく、代替する場合には、各学校に説明責任が求められることに留意する必要がある。

ポイント解説

< 専門学科における各教科 >

専門学科において開設される各教科は、職業人として必要な資質・能力を養うことにあり、目標の達成に向けて各教科等と連動を図り社会で重視される能力の育成に努める。一方で、主として職業に係る事象を扱う各学科に共通する職業科は、教科の学習をとおしてよりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を養うことにあり、目標に違いがある。

4 学校設定教科

【総解 P119】

各学校は、生徒、学校及び地域の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成ができるよう、学習指導要領に示されている教科以外の教科（「学校設定教科」という）を設

けることができる。ただし、学校設定教科の名称、目標、内容等を定めるに当たっては、高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮しなければならない。

学校設定教科を設ける場合には、事前に県教育委員会事務局特別支援教育室と相談した上で定めるものとする。

特別支援学校（知的障害）高等部の各教科等

各学科に共通する各教科等	＜全ての生徒に履修させるもの＞ 各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動 └ 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭 ＜必要に応じて設けることができるもの＞ 外国語、情報
主として専門学科において開設される各教科	家政、農業、工業、流通・サービス、福祉
学校設定教科	生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じて設けることができる。

ポイント解説

＜ 専門学科における学校設定教科の履修 ＞

専門学科においては、専門教科の「いずれか1以上を履修させる」と示されていることから、専門教科として学校設定教科を設け履修させる場合には、例えば、家政、農業、工業、流通・サービス又は福祉の各教科の履修をしない場合も考えられる。

第3節 各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

1 年間総授業時数

【総解 P120】

各学年における総授業時数は、1,050 単位時間（1 単位時間は、50 分として計算するものとする。）を標準とする。なお、各学年における総授業時数には、各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動（ホームルーム活動に限る。）及び自立活動の授業時数を含むものとする。

総授業時数については、特に必要がある場合には増加することができる。その場合、各教科及び総合的な探究の時間については、履修する学年とその学年における授業時数を、道徳科、特別活動及び自立活動については、それぞれの学年における授業時数を適切に定めるものとする。

ポイント解説

＜ 年間総授業時数における1 単位時間の扱いについて ＞

授業の1 単位時間については、「生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定める」とされているが、各学年の総授業時数を求める際には、1 単位時間は50 分として計算することが定められている。

2 年間授業週数

【総解 P121】

各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35 週行うことを標準とし、それに応じて計画されなければならない。

また、必要がある場合には、各教科、道徳科及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

なお、総合的な探究の時間の授業時数の配当については、年間 35 週行うことは標準とはされていないため、生徒や学校の実態に応じて、適切に配当することが求められる。

ポイント解説

＜ 週当たりの授業時数の配当について ＞

各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の授業を年間 35 週行うことが標準とされているのは、これらの授業時数を年間 35 週以上にわたって配当すれば、生徒の負担過重にならない程度に、週当たり、1 日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。このことは、授業時数を 35 週にわたって平均的に配当することを定めたものではないため、生徒の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。

3 主として専門学科において開設される各教科の授業時数

【総解 P122】

専門学科における専門教科については、全ての生徒に卒業までに履修させる授業時数は、875 単位時間を下らないものとする。

また専門教育の深化等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、875 単位時間を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。その際、1 教科だけで 875 単位時間以上とすることや、複数教科の授業時数を合算して 875 単位時間以上とすることなど、必要に応じて適切に組合せを検討することが大切である。

4 ホームルーム活動の授業時数

【総解 P123】

→第2編 P43 参照

5 生徒会活動及び学校行事の授業時数

【総解 P124】

→第2編 P43 参照

6 総合的な探究の時間に充てる授業時数

【総解 P124】

総合的な探究の時間に充てる授業時数は、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の授業時数との関連や生徒や学校の実態との関連から、各学校において、適切に定めるものとする。

総合的な探究の時間の授業時数の配当については、年間 35 週行うことは標準とされていないため、生徒や学校の実態に応じて、適切に配当することが求められるが、卒業までの各学年において実施する方法のほか、特定の学年において実施する方法も可能である。また、年間 35 週行う方法と、特定の学期又は特定の期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

7 自立活動の時間に充てる授業時数

【総解 P125】

→第2編 P43 参照

8 授業の1単位時間

【総解 P125】

各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して、各学校が適切に定めるものとする。

これは、教科の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて100分授業や25分授業といった時間割編成を可能とするものであるが、その際においても、各教科等の総授業時数は、1単位時間を50分として計算することに留意する必要がある。

9 短い時間を活用して行う指導

【総解 P126】

各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合には、その教科等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。

ただし、この規定を活用する際には、当該教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断をすることが必要である。

→第2編 P44 ポイント解説 参照

10 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替

【総解 P127】

→第2編 P44 参照

第4節 各教科の基本的な考え方

1 各教科等の構成と履修

【知教解(上) P26】

高等部の各教科は、各学科に共通する各教科等、主として専門学科において開設される各教科及び学校設定教科で構成されている。

→第2編 P54、55 参照

各教科について、各学校が指導計画を作成する際には、各教科の目標の系統性や内容の関連及び各教科間の関連性を踏まえ、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等に即した指導内容を選択・組織し、具体的な指導内容を設定する必要がある。

2 段階の考え方

【知教解(上) P27】

高等部の各教科の目標や内容は学年別ではなく、2段階（主として専門学科において開設される各教科は1段階）で示されている。その理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても個人差が大きく、学力や学習状況が異なるため、段階を設けて示すことにより、個々の実態等に即して各教科の内容を精選し、効果的な指導ができるようにするためである。

なお、小学部から高等部までの各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等の状態を考慮して、小学部1段階から高等部2段階へと7段階にわたり構成されている。

学部	段階	内容
高等部	1 段階	中学部 2 段階の内容やそれまでの経験を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などの関連を考慮した、基礎的な内容
	2 段階	高等部 1 段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などの関連を考慮した、発展的な内容

3 指導の形態

【知教解(上) P31】

特別支援学校（知的障害）においては、生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）それぞれに、各教科等の時間を設けて指導を行う場合と、各教科等を合わせて指導を行う場合（ただし総合的な探究の時間は含まない。）がある。

(1) 教科別の指導

教科別の指導とは、教科ごとの時間を設けて指導を行うことをいう。教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の生徒の実態に合わせ、個別的に選択・組織しなければならないことが多いため、生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切である。

また、各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、生徒に対しどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、指導を創意工夫する必要がある。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ、学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要がある。

教科別の指導を一斉授業で進める際、生徒の個人差が大きい場合は、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し、個別的な手立てを講じるなど、個に応じた指導を徹底する必要がある。

さらに、個別の指導計画の作成に当たっては、他の各教科等や各教科等を合わせた指導との関連を図るとともに、生徒が習得したことを、適切に評価できるよう計画する必要がある。

(2) 道徳科、特別活動、自立活動の時間を設けて行う指導

道徳科、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合には、次のことに留意する。

① 道徳科

道徳科の指導に当たっては、個々の生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなど一層の工夫を行い生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的实践力を身に付けるよう指導することが大切である。

② 特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科等との関連を図るとともに、障害のある人と障害のない人が共に生きる社会の実現に向けて、高等学校等の生徒等及び地域

の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが大切である。

③ 自立活動

一般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。このような状態等に応じて、各教科の指導などのほかに、自立活動の指導が必要である。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づき、学習上の特性を踏まえながら指導を進める。特に、自立活動の時間の指導では、個々の生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、指導目標及び指導内容に即して効果的な指導を進めるようにすることが大切である。

(3) 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

高等部においても、特別支援学校（知的障害）では、生徒の学校での生活を基盤として、将来の生活を見据えた学習等を生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から実践されてきた。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになる。そのため、効果的に実施できるよう、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、生徒の主体的・対話的で深い学びに留意し、カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画－実施－評価－改善していくことが必要である。

なお、高等部においては、総合的な探究の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要がある。

① 日常生活の指導

日常生活の指導は、生徒の日常生活が充実し、高まるよう、日常生活の諸活動について知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。

＜ 指導に当たって考慮すべき点 ＞

- ・日常生活や学習の自然な流れに沿い、实际的で必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- ・毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより、習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- ・できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成するために、学習状況等に応じて課題を細分化し、段階的な指導ができるものであること。
- ・指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- ・学校と家庭等とが連携を図り、生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

② 生活単元学習

生活単元学習は、生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われ、実際の生活上の目標や課題に沿って、指導目標や指導内容を組織することが大切である。

指導計画の作成に当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合や、1学期間など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について組織的・体系的に検討し、評価・改善するとともに、以下のような点を考慮することが重要である。

＜指導に当たって考慮すべき点＞

- ・単元は、実際の生活から発展し、生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ・単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- ・単元は、生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動を含んだものであること。
- ・単元は、一人一人の生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- ・単元は、各単元における生徒の指導目標を達成するための課題の解決に、必要かつ十分な活動で組織され、その一連の活動は、生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- ・単元は、各教科等に係わる見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

③ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

とりわけ、作業学習の成果を直接、将来の進路等に直結させることよりも、働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けた基盤となる資質・能力を育むことが重要である。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客など多種多様である。

高等部の職業科に示す「産業現場等における実習」を、他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適正等を明らかにし、職業生活や社会生活への適応性を養うとともに、働くことに関心をもつことや、働くことの良さに気付くことな

ど、将来の職業生活の基盤となる力を伸長できるよう留意する。また、その実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関との密接な連携を図り、計画、評価・改善をしたり、実習中の巡回指導を適切に行うことで生徒の状況を把握したりすることが大切である。

＜指導に当たって考慮すべき点＞

- ・生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- ・地域に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した永続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- ・個々の生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- ・知的障害の程度が多様な生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- ・作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実施時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- ・作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

4 指導内容の設定と授業時数の配当

【知教解(上) P36】

各教科等を合わせて指導を行う場合には、取り扱われる教科等の内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当することが大切である。その際、指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するよう計画する必要がある。

5 学習評価について

【知教解(上) P37】

学習評価とは、一つの授業や単元、年間を通して、生徒がどのように学ぶことができたのかや、成長したのかを見定めるものである。

学習評価は、生徒にとって自分の成長を実感し学習に対する意欲を高める上で有効であり、授業計画や単元計画、年間指導計画等を見直し改善する上でも、効果的に活用していくことが大切である。

そのため、教師が相互に情報を交換し合いながら適時、適切に評価に関する情報を積み上げ、組織的・体系的に取り組んでいくことが重要である。